令和6年2月の法人税務についてのお知らせ

	国　税　の　種　類	納付・提出期限		提出先
1	源　泉　所　得　税 （令和６年１月分）	納付期限	令和６年２月 13 日(火)	税　務　署
2	法人税・消費税等 （令和５年 12 月 31 日決算法人）	確定申告書の提出期限	令和６年２月 29 日(木)	税　務　署
3	法人住民税・法人事業税 （令和５年 12 月 31 日決算法人）	確定申告書の提出期限	令和６年２月 29 日(木)	市長村長・都道府県知事
4	法人税・消費税等 （令和６年６月 30 日決算法人）	中間申告書の提出期限	（直前課税期間の年税額が 48 万円超 400 万円以下） 令和６年２月 29 日(木)	税　務　署
	※注　１年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。 **法人税の中間申告納付額　10 万円以下・消費税の中間申告納付額　24 万円以下**			
5	法人住民税・法人事業税 （令和６年６月 30 日決算法人）	中間申告書の提出期限	令和６年２月 29 日(木)	都道府県知事・市町村長

税 理 士 さ ん の 豆 知 識

定 額 減 税（源泉徴収事務に注意）

（１人につき所得税３万円、個人住民税１万円）

（令和６年６月の源泉徴収分から控除し年末調整で精算）

（住民税は令和６年７月以降の特別徴収から１１ヶ月で清算）

令和６年度税制改正大綱では、令和６年分の所得税で３万円、令和６年分個人住民税で１万円の定額減税を実施するとされている。定額減税は、合計所得金額が１，８０５円以下の納税者本人が対象で、その配偶者及び扶養親族についても１人につき同額の定額減税を受けることができる。

従って、家族構成が給与所得者本人、配偶者、子２人の場合は、所得税の定額減税額は合計１２万円（３万円×４人）となる。この減税額は令和６年６月の源泉徴収税額から控除し年末調整で精算することになります。

尚、個人住民税の定額減税額の合計４万円（１万円×４人）は令和６年７月以降の特別徴収から１１ヶ月で精算することになります。
以上により精算できない場合は令和７年度に繰り越すことができません。

二戸税務署で定額減税の研修会を開催予定（開催情報にご注意ください。）